

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和8年3月10日 午後3時00分～午後3時50分

### 場所

庁議室

### 出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定について

### 審議の要旨

- 1 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定について

防災課長から資料に基づき説明があり、了承。

(主な意見・質疑)

○災害時にバールやジャッキ等を東京都トラック協会荒川支部から借りられるということだが、誰が、どのように活用することを想定しているのか。

- ・ 区民や町会が災害時にバール等を活用し、救助に活用することを想定している。災害時の救助活動は消防・警察が主体となるものの、実際の災害時には救助が来ないような状況で自助・共助により助け出されたケースもあり、その際に活用することを想定している。

○災害時におけるバール等の貸与はどのように行うのか。

- ・ トラック協会の各事業所に区民が取りにいくことを想定しており、事前にバール等を借りれる場所を公表し、活用できるようにする。

### 配付資料

- 1 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定について



庁議付議予定案件  
(令和8年3月10日 午後 3時30分～)

- 1 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定について

(説明者 防災課長)

○ 今後の庁議日程

3月19日(木) 午後 1時30分～

3月25日(水) 午後 1時30分～



庁議説明資料	
8.3.10	区民生活部防災課

## 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定について

内 容	<p>1 概要 大規模災害時における資機材等（バール及びジャッキ等）の貸与に関し、一般社団法人東京都トラック協会荒川支部（以下「トラック協会」という。）と、次のとおり協定を締結する。</p> <p>2 協定締結の経緯 ・過去の災害において、バールやジャッキが人命救助に活用された事例が報告されている。荒川区には木造住宅密集地域等の道路狭隘地域が存在するほか、建物倒壊により、緊急通行車両の通行が制限されることが想定され、バール等の小型資機材の活用による人命救助が期待される。 ・このため、トラック協会と資機材貸与に関する協定を締結し、同協会が支部会員に配備しているバール等を活用することで、発災直後における被災者の救助活動の円滑化をはかる。</p> <p>3 協定の概要 (1) 名称 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定 (2) 相手方 一般社団法人東京都トラック協会荒川支部 (東京都荒川区東日暮里六丁目26番10号) 支部長：金原 裕一 (3) 協定の内容 ・災害時における、トラック協会が所有する資機材等の貸与 ※協定書の案は、別紙「大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書」のとおり</p> <p>4 要請・受援方法 ・区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、資機材等の貸与について、東京都トラック協会荒川支部に対して要請をする。 ・東京都トラック協会荒川支部は、区からの要請に基づき、資機材等を無償で貸与する。</p> <p>5 協定締結式 令和8年3月19日（予定）</p> <p>6 その他 協定締結後、資機材が配備されている事業所の一覧を、区ホームページで公表する。</p>
-----	---

今 後 の 予 定	令和8年3月19日 協定締結式			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
協定締結後 メール送付	協定締結後	協定締結後	協定締結後	3月

大規模災害時における資機材等の  
貸与に関する協定書

令和8年3月19日

荒川区

一般社団法人東京都トラック協会荒川支部

## 大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書

大規模災害時における資機材等(パール及びジャッキ等をいう。以下同じ。)の貸与に関し、荒川区(以下、「甲」という。)と一般社団法人東京都トラック協会荒川支部(以下、「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲の区域内において災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、またはそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲、防災関係機関、又は区民等に対して実施する、乙が所有する資機材等の貸与に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (資機材の貸与)

第2条 甲は、乙に対し、被災者の救助等の災害応急対策にあたって、乙が所有する資機材等の貸与を求め、乙はこれに応じるものとする。ただし、乙が被災する等して当該資機材等の貸与が困難と認められる場合は、この限りでない。

### (協力要請)

第3条 甲は、乙に対し、資機材等の貸与を要請する場合は、災害時協力要請書(別記様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができることとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、支援実施の可否を甲に災害時協力回答書(別記様式第2号)により回答するものとする。

### (報告)

第4条 乙は、甲に資機材等を貸与した際には、災害時資機材等貸与報告書(別記様式第3号)により報告するものとする。

### (情報共有)

第5条 甲は、乙が保有する資機材等の状況について情報提供を求めることができ、乙は当該求めがあった場合は、情報共有に努めるものとする。

### (費用の負担)

第6条 この協定に基づく資機材等の貸与については、無償とする。

(損害賠償)

第7条 甲は、貸与の実施に伴い、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙は、貸与の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該損害の発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償等)

第8条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(経費の負担)

第9条 資機材を破損・紛失等した場合は、原則として甲の負担とする。使用による消耗等細部については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に基づく定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年3月19日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
甲 荒川区  
代表者 荒川区長 滝口 学

東京都荒川区東日暮里六丁目26番10号  
乙 一般社団法人東京都トラック協会荒川支部  
代表者 支部長 金原 裕一

別記様式第1号

年 月 日

一般社団法人東京都トラック協会  
荒川支部

荒川区長

### 災害時協力要請書

「大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書」第3条に基づき、資機材等の貸与を、下記のとおり要請します。

#### 記

要請の理由	
要請の種類	資機材等( )
期間	年 月 日 から 年 月 日
その他	

別記様式第2号

年\_月\_日

荒川区長 殿

一般社団法人東京都トラック協会  
荒川支部

### 災害時協力回答書

「大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書」第3条に基づき、年 月 日付の要請について、下記のとおり回答します。

#### 記

	事業者	貸与可能 資機材等	その他
1	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		
2	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		
3	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		

荒川区長 殿

一般社団法人東京都トラック協会  
荒川支部

### 災害時資機材等貸与報告書

「大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書」第4条に基づき、資機材等について、下記のとおり貸与しました。

#### 記

	事業者	貸与資機材等	その他
1	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		
2	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		
3	事業所名： 住所　　： 連絡先　：		

